

仕 様 書

1. 件名 令和8年度標準共済システムの保守・改修等実施支援業務
2. 場所 衆議院共済組合、参議院共済組合、内閣共済組合、総務省共済組合、法務省共済組合、外務省共済組合、財務省共済組合、文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合、農林水産省共済組合、経済産業省共済組合、国土交通省共済組合、防衛省共済組合、裁判所共済組合、会計検査院共済組合、刑務共済組合、厚生労働省第二共済組合、林野庁共済組合及び国家公務員共済組合連合会職員共済組合（以下「甲」という。）の指定する場所
3. 内容
受注者（以下「乙」という。）は以下のとおり、標準共済システムの保守・改修等実施支援を行うものとする。
 - (1) 標準共済システムの保守等の実施支援
 - ① 保守プロジェクト実施計画及び運営方法に関する助言
 - ② 保守プロジェクトのスケジュール管理、課題管理に関する助言
 - ③ 保守等業者との進行管理打合せ同席によるプロジェクト運営に関する助言
 - ④ 標準共済システムの来期保守運用等調達支援（要件定義支援を含む。）
 - ⑤ 防衛省共済組合の来期機器借入等調達に関する助言
 - (2) 標準共済システムの改修等の実施支援
 - ① 標準共済システムの改修等調達支援（要件定義支援を含む。）
 - ② 改修等プロジェクト実施計画及び運営方法に関する助言
 - ③ 改修等プロジェクトのスケジュール管理、課題管理に関する助言
 - ④ 改修等業者との進行管理打合せ同席によるプロジェクト運営に関する助言
 - ⑤ 改修等業者との仕様検討打合せ同席等による改修活動に関する助言
 - ⑥ セキュリティ手順書策定ガイドラインの改定等に関する助言
 - (3) 標準共済システムの共同コンピュータセンタ等の運用に関する支援
 - ① 共同運用プロジェクト実施計画及び運営方法に関する助言
 - ② 共同運用プロジェクトのスケジュール管理、課題管理に関する助言
 - ③ 運用支援業者等との進行管理打合せ同席によるプロジェクト運営に関する助言
 - ④ 共同コンピュータセンタの運用に関する助言（関係者調整支援を含む。）
 - ⑤ 共同コンピュータセンタシステム運用継続計画、情報セキュリティポリシー及びセキュリティ手順書の改定等に関する助言（改定案作成支援を含む。）
 - ⑥ 共同コンピュータセンタ来期機器借入等調達支援（要件定義支援を含む。）
 - ⑦ 共同コンピュータセンタ電子媒体外部保管調達支援（要件定義支援を含む。）
 - (4) 標準共済システムの間接サーバ対応改修等に関する支援
 - ① 標準共済システムの改修等調達支援（要件定義支援を含む。）
 - ② 改修等プロジェクト実施計画及び運営方法に関する助言
 - ③ 改修等プロジェクトのスケジュール管理、課題管理に関する助言
 - ④ 改修等業者との進行管理打合せ同席によるプロジェクト運営に関する助言
 - ⑤ 改修等業者との仕様検討打合せ同席等による改修活動に関する助言

- ⑥ 関係省庁（財務省、厚生労働省、デジタル庁）との調整打合せ同席等による改修活動に関する助言
 - ⑦ データ標準レイアウト改定作業に関する支援
- (5) 標準共済システムのマイナンバーカード・保険証一体化対応に関する支援
- ① 標準共済システムの改修等調達支援（要件定義支援を含む。）
 - ② 改修等プロジェクト実施計画及び運営方法に関する助言
 - ③ 改修等プロジェクトのスケジュール管理、課題管理に関する助言
 - ④ 改修等業者との進行管理打合せ同席によるプロジェクト運営に関する助言
 - ⑤ 改修等業者との仕様検討打合せ同席等による改修活動に関する助言
 - ⑥ 関係省庁（財務省、厚生労働省、デジタル庁）との調整打合せ同席等による改修活動に関する助言
- (6) 標準共済システムの電子申請化対応改修等に関する支援
- ① 標準共済システムの改修等調達支援（要件定義支援を含む。）
 - ② 改修等プロジェクト実施計画及び運営方法に関する助言
 - ③ 改修等プロジェクトのスケジュール管理、課題管理に関する助言
 - ④ 改修等業者との進行管理打合せ同席によるプロジェクト運営に関する助言
 - ⑤ 改修等業者との仕様検討打合せ同席等による改修活動に関する助言
 - ⑥ 関係省庁（財務省、デジタル庁）との調整打合せ同席等による改修活動に関する助言
 - ⑦ 電子申請化手続きのシステム要件化作業に関する支援
- (7) 標準共済システム(第三世代)の構築に関する支援
- ① 構築プロジェクト実施計画及び運営方法に関する助言
 - ② 構築プロジェクトのスケジュール管理、課題管理に関する助言
 - ③ 構築業者との進行管理打合せ同席によるプロジェクト運営に関する助言
 - ④ 構築業者との仕様検討打合せ同席等による構築活動に関する助言
 - ⑤ 関係省庁（財務省、国家公務員共済組合連合会、厚生労働省、デジタル庁）との調整打合せ同席等による構築活動に関する助言
- (8) 標準共済システムの高額療養費区分細分化対応に関する支援
- ① 標準共済システムの改修等調達支援（要件定義支援を含む。）
 - ② 改修等プロジェクト実施計画及び運営方法に関する助言
 - ③ 改修等プロジェクトのスケジュール管理、課題管理に関する助言
 - ④ 改修等業者との進行管理打合せ同席によるプロジェクト運営に関する助言
 - ⑤ 改修等業者との仕様検討打合せ同席等による改修活動に関する助言

4. 甲の提供物件

甲は、「標準共済システムの保守・改修等実施支援」に必要な資料を乙に提供するものとし、乙は当該資料に基づき作業を実施するものとする。

5. 業務スケジュール

項 目 名	令和8年												令和9年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3(月)			
(1) 標準共済システムの保守等の実施支援	→														
(2) 標準共済システムの改修等の実施支援	→														
(3) 標準共済システムの共同コンピュータセンタ等の運用に関する支援	→														
(4) 標準共済システムの間接サーバ対応改修等に関する支援	→														
(5) 標準共済システムのマイナンバーカード・保険証一体化対応に関する支援	→														
(6) 標準共済システムの電子申請化対応改修等に関する支援	→														
(7) 標準共済システム（第三世代）の構築に関する支援	→														
(8) 標準共済システムの高額療養費区分細分化対応に関する支援	→														

6. 乙の納入物

乙は、前記の甲からの提供物件に基づき、納期までに以下の物を納入すること。

納入物	納期	形式
① 支援実施報告書 ② 議事録 ③ 実施支援関連資料（調達仕様書案等） ④ その他指示する資料	別途指示	原本一式 （19部、予備1部、電子媒体）

7. 一般事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、甲の監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 業務の円滑な運営を図るため、乙の従事者は、甲の担当職員（以下「担当職員」という。）との連絡を密にして業務を行うものとする。

8. 特記事項

- (1) 作業の内容及び報告書の作成については、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 乙は業務終了後、担当職員に報告し検査職員の検査を受けること。
- (3) 本作業の遂行上知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。

以上